

議会改革検討委員会会議録

令和4年8月26日

本日の会議に付した事件

○協議事項

検討項目について

議員提案政策条例の体制づくりについて

議員定数について

全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

陳情の取扱いについて

次回の開催日程について

出席委員（8名）

委 員 長	加 藤 仁 司 君
副 委 員 長	安 野 裕 子 君
委 員	篠 原 弘 君
委 員	鈴 木 美 伸 君
委 員	鈴 木 紀 雄 君
委 員	楊 隆 子 君
委 員	田 中 利 恵 子 君
委 員	池 田 彩 乃 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	柏 木 敏 幸
副 事 務 局 長	室 伏 正 彦
議 事 調 査 担 当 課 長	高 橋 洋 子

総務係長	城所淳子
議事調査係長	小林正佳
議事調査係長	橋本昇
書記	本多翔悟

午後 1時00分 再開

○委員長【加藤仁司君】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより議会改革検討委員会を再開いたします。本日の委員会は、令和4年7月22日に引き続きまして、第8回目の委員会となります。会議に当たりましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本委員会におきましても、出入口の扉を開放するとともに、小まめに換気を行いますので、御承知おきください。

ここで、議長より、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○議長【大川 裕君】 去る7月26日に依議員から市議会議員を辞職したいとの願いが提出されましたので、地方自治法第126条により7月26日付けの辞職を許可いたしました。

議会改革検討委員の皆様改めてこの場で御報告をさせていただきます。また、このことに伴い、会派、誠新からの選出委員として池田委員が選出されておりますので、御承知おきください。

以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、議事を進めてまいります。

本日の議題は提出事項のとおりであります。

○委員長【加藤仁司君】 協議事項の（1）検討項目についてに入ります。

初めに、本日の進め方について申し上げます。

前回の本委員会でも申し上げさせていただきましたとおり、本日の本委員会で全ての検討項目の方向性を決定することを予定しております。

つきましては、現時点での調査結果を書記に一括で説明させた後、一括で調査結果への質疑を行い、会派にお持ち帰りいただきました結果を踏まえて、項目ごとに会派届け出順に各会派からの意見等を発表していただき、方向性の決定のための御協議をしていただきたく思いますので、御承知おきください。

それでは、検討項目についてのア 議員提案政策条例の体制づくりについてを議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】 それでは私から、御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。資料1でございます。

こちらの資料につきましては、以前にもお示しをさせていただきました各会派の御意見を取りまとめた一覧表でございますが、前回の本委員会やその後に、会派から御意見の変更の申し出をいただきましたところを朱書きで反映させていただきましたものとなっております。

それでは、項目名の一番左「議員提案政策条例の体制づくりについて」から御説明させていただきます。

こちらの一番下の集計欄を御覧いただきますと、「必要」が2会派、「不要」が3会派、「その他」が1会派となっております。会派、緑風会におけます「その他」というところでございますが、前回の本委員会でも御意見をいただきましたが、受皿となる体制づくりについての必要・不要という御意見とは別に事務局に法制の担当者を置く必要があるといった御意見を頂戴してございますので、今回のこちらの集計の中では、「その他」として整理をさせていただいたものでございます。

次の項目の「議員定数について」でございます。

集計欄を御覧いただきますと、ただいまの状況といたしましては、「増やすべき」が1会派、「現状維持とすべき」が3会派、「減らすべき」が1会派、「両論併記」として「現状維持とすべき」と「減らすべき」の「両論併記」が1会派となっております。

次の項目「本会議（議案関連質疑）における導入」の「一問一答方式」でございます。

こちらは集計欄を御覧いただきますと、「導入すべき」が5会派、「現行」が1会派となっております。

お隣の項目「委員会における導入（委員会審査の「充実化」について）」の「一問一答方式」でございます。

こちらの集計欄を御覧いただきますと、「導入すべき」が5会派、「現行」が1会派となっております。

そのお隣の項目「報告事項の審査時間の確保」でございますが、こちらは資料に記載のとおり各会派から様々な御意見をいただいているところでございます。

一番右の項目「報告事項の整理効率化（文書質問制度）」でございます。

こちらの集計欄を御覧いただきますと、「導入すべき」が1会派、「不要」が3会派、「時期尚早」が2会派となっております。

なお、一問一答方式及び文書質問制度の導入につきましては、事前に委員の皆様、前回の本委員会での議事内容を基に論点を整理させていただきました資料をお送りさせていただいております。本日も同じものを皆様の卓上に配付させていただいておりますので、この後、議題になった際に、改めて詳しく御説明させていただきたく存じます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 書記の説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

現時点では、議員提案政策条例の体制づくりについては、書記の説明のとおり、「必要」とする会派が2会派、「不要」とする会派が3会派、「その他」とする会派が1会派でございました。

それでは、会派届け出順に、日本共産党、田中委員から会派にお持ち帰りいただいた結果、資料1に記載の内容に変更や補足等がありましたら、発表をお願いいたします。

○委員【田中利恵子君】 変更はございません。

○委員【楊 隆子君】 変更なしです。

○委員【篠原 弘君】 変更ありません。

○委員【鈴木美伸君】 変更ありません。

○委員【鈴木紀雄君】 私の会派ですが、「必要」としていたものが「その他」というふうに変更になっておりますけれど、御説明させていただきたいと思います。何らかの体制を置くほうが望ましいと思っておりましたけれども、常設で置く必要もないだろうというふうに思っておりました、その条例の必要性が出たときに、窓口として事務局のほうで対応していただくシステムがあれば、それで足りるだろうということでございますので、そのように御理解をいただきたいと思います。そして、「その他」というふうにさせていただきました。

以上です。

○委員【池田彩乃君】 変更はございません。

少し付け加えさせていただきますと、「不要」というふうに記載をさせていただいておりますが、今後の中では「必要」とは思っております。ただ、もう少し議論を重ねた上だと思いますので、現状としては「不要」というふうにさせていただきました。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 各会派の発表が終わりました。

今の発表の中で、ほとんどの会派がこの表のとおり変わらずということですので、改めまして、「必要」とする会派が2会派、「不要」とする会派が3会派、「その他」が1会派という形でした。

それでは、方向性を決定するための協議に入ります。

何か御意見のあります方は挙手を願いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 特に御意見もございませんので、これで終わりますが、私ども正副委員長のほうでも、この件について協議しました。

今、各会派から現時点での意向ということで改めて確認をしたわけなのですが、「不要」とする会派が3会派ということがございます。ただ、今、御意見の中でも少しありましたけれども、代表者会議に出席されている方は、またはお聞きになった方は御承知かと思いますが、この令和4年度に議会事務局の体制を強化するという意味で、企画部のほうに「議会事務局」を「議会局」に変えて、また、内部についても変えていきたいという意向があったのですが、令和4年度はそれが採用されなかったということでした。ただ、令和5年度、来年度においても、「議会事務局」を「議会局」に変更し、そして、内部についても、いろいろと充実させていきたいというような意向があるというお話が代表者会議でありました。ですから、今後、議会事務局、議会局の体制がこれから変わる可能性もあるということもお含みおきをいただきたいと思います。それで、各会派から出た御意見の中で、現時点においては、この政策条例の体制づくりについては、積極的な議論をするには難しいのかなと私ども思っております。

しかしながら、今申し上げたいいろいろな背景が、これから変わってくる要素もありますので、この委員会としては、議員提案政策条例の体制づくりについては、現時点では「不要」ということの判断をさせていただき、ただ、様々な状況の変化により、また考えるべきときが来た際には、協議をしていこうというような感じの報告としてまとめていきたいと思っておりますが、これについて御意見いただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御意見はないということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 はい。ありがとうございます。

それでは、改めて申し上げますとまた長くなりますけれども、今、私が申し上げたような形で、現時点においては、この体制づくりについては「不要」という判断で、しかしながら、今後の情勢により協議の必要があるかもしれないというような意見を添えて、答申書を作成していきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 はい。ありがとうございます。

それでは、検討項目についてのア 議員提案政策条例の体制づくりについてにつきましては、先ほど申し上げた形で答申をするということにさせていただきます。

以上で、検討項目についてのア 議員提案政策条例の体制づくりについてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、検討項目についてのイ 議員定数についてを議題といたします。

書記の説明及び質疑は終わっておりますので、直ちに各会派からの発表に入ります。

現時点では、書記の説明のとおり、「増やすべき」とする会派が1会派、「現状維持とすべき」とする会派が3会派、「減らすべき」とする会派が1会派、「両論併記」、これは「現状維持とすべき」と「減らすべき」という意見の会派が1会派でございました。

それでは、各会派届け出順に、日本共産党、田中委員から会派にお持ち帰りいただきました結果、資料1に記載の内容に変更や補足等がございましたら、発表をお願いいたします。

○委員【田中利恵子君】 結論から言えば、「増やすべき」ということなのですが、「増やすべき」というだけではよく分からないというところがあると思っておりますので、もう一度その点を申し上げるならば、これまでも一部述べてきているところがありますが、関西学院大学の林宜嗣教授が、標準的な議員定数の計算方式、これが前回の議会改革推進委員会でも大分議論となっておりました。人口面積を割り出したものなのですが、私どもとしては、その計算式からすると、小田原市議会の定数というものは約29名となりますので、2名減というのが現状となっております。ですから、ぜひここで2名増にする

ということで「増やすべき」ということにいたします。

よろしく願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 前日も申し上げましたとおり、「両論併記」ということで悩んでおりましたが、この度は「現状維持」でよろしいかと思います。

以上です。

○委員【篠原 弘君】 誠風では、やはり議論をしましたところ、ここに書いてあるように、ほとんど「両論併記」というような結論になりましたけれども、結果としましては、大勢に委ねるということになりました。ですから、皆さんの結果を受けて、それに準拠するという形で結論を出したいと思います。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 大勢順応ということでよろしいですね。

○委員【篠原 弘君】 はい。

○委員【鈴木美伸君】 うちの場合は、前回の結論と同じで「現状維持とすべき」という結論です。

○委員【鈴木紀雄君】 定数としては、「減らすべき」であろうということで考えております。ただ、やはりこれは皆様の同意がなければいけないことですので、必ずしもこれを固持するわけではありません。

以上です。

○委員【池田彩乃君】 前回から変更なく、「現状維持とすべき」とさせていただきます。

○委員長【加藤仁司君】 各会派の発表が終わりました。

改めて申し上げます。「増やすべき」とする会派が1会派、「現状維持とすべき」とする会派が3会派、「減らすべき」とする会派が1会派、「両論併記」という形でこの表ではありますけれども、篠原委員のほうから、ここは「両論併記」で大勢順応という形で1会派ということにさせていただきます。

それでは、方向性を決定するための協議に入ります。

御意見につきましては、過去の検討の際にも用いられております意見区分であります「住民代表機能の維持」、「執行部に対する監視機能」、「政策提言機能の強化」、「これまでの削減実績」及び「類似都市との比較による妥当性」の大区分等から、御発言をお願いしたいと思います。

御意見のあります方は挙手を願いますが、いかがでしょうか。既に各会派の皆さんからこの理由については発表されておりますので、それ以上加えることはないということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、御意見も特にございませんので、これで終わります。

つきましては、この検討項目についてのイ 議員定数については、これは正副委員長の中で、事前に本日の本委員会に変更がなかった場合、どうしようかなと協議をしたところ、「現状維持とすべき」という会派が3会派、それに大勢順応ということと、あと、緑風会のほうでは「減らすべき」という御意見ではありますけれども、それに固持しないということでございますので、本委員会におきましては、「増やすべき」とする会派が1会派ありますけれども、大方の会派が「現状維持とすべき」ということでございますので、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。田中委員、いかがでしょうか。

○委員【田中利恵子君】 私どもとしましては、先ほども会派の意見を述べさせていただきました。二元代表制の下、やはり議会として、議員定数というのは、減らす方向にというような考え方は、これは持ち合わせていません。

そういう意味では、現状維持というのは、これは歓迎できるところもあるのですが、結果的に、私どもとしましては、これは先ほど申し上げた2名増での意見とさせていただきます。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 私のほうで答申を作成するに当たりましては、各会派からいただいた御意見も掲載させていただくことになっておりますので、田中委員のほうで申し上げていただきました御意見につきましても、1会派になりますけれども、こういう御意見があったというところは、含ませていただこうと思っております。ほかの皆さん方によっては、今、大方の会派の中で「現状維持とすべき」ということで「異議なし」という御決定をいただきましたので、この決定に基づきまして、検討項目についてのイ 議員定数についてにつきましては、「現状維持とすべき」と答申することにさせていただきます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、御異議もございませんので、そのよう

にさせていただきます。

以上で、検討項目についてのイ 議員定数についてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、検討項目についてのウ 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について、検討項目についてのエ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について及び検討項目についてのオ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）を一括議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】 それでは私から、御説明させていただきます。

先ほど、資料1に基づきまして、現状の各会派の御意見を御説明させていただきました。その際に、一問一答方式と報告事項の整理効率化（文書質問制度）に関することとしまして、事前に配付させていただきました論点を整理した資料を本日も卓上に配付させていただいておりますので、まず、そちらを基に御説明をさせていただきます。

本会議（議案関連質疑）及び委員会における一問一答方式の導入でございますが、こちらの一問一答方式につきましては、前回の本委員会におきまして、本会議の一般質問に準じる形、1回目は一括質問一括答弁方式、2回目以降は一問一答方式でも一括質問一括答弁方式でもよいこととするという、そのような形で論点のほうが整理されているものでございます。

続きまして、委員会における報告事項の整理効率化（文書質問制度の導入）でございますが、こちらにつきましては、全ての報告事項に対しまして、文書質問制度を導入するというものではなく、例年6月定例会中の常任委員会の中で行っております地方自治法第243条の3第2項による公社等の経営状況報告、現状では4案件でございますが、こちらに対しまして、試行的に文書質問制度を導入することについてというところが論点として整理されているものでございます。

続きまして、資料2、こちらにつきましの御説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。資料2でございます。

こちらにつきましては、前回の本委員会で御要望をいただきました資料でございますが、委員の皆様にも事前配付させていただきましたものでございます。委員会におきまして、一問一答方式を導入している自治体につきましては、令和元年度から令和3年度までの3年度

間で報告事項の件数がどのくらいあったのか、また報告事項の案件としてはどのようなものがあったのかということ調査させていただいたものでございます。資料を御覧いただきますと、各自治体によって報告事項の件数は様々となっているところでございます。本市よりも、多いところ、少ないところ、同規模のところと様々でございます。また、同じく案件としましても、各自治体によってそれぞれ異なっているところでございまして、「計画の策定（改定・改訂を含む）」、「プロポーザルの実施」、「重要施策（事業）の進捗状況」、「新規施策（事業）への取組」、「その他」という大枠の区分で案件を分けて調査させていただき、記載してございます。両データから総合的に見てみますと、小田原市につきましては、報告事項の件数が他の自治体より多いほうでございました。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 書記の説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願いますが、特に資料2につきましては、委員の方から調査の御要望ということで作成しております。ここについての質疑もございましたら、受けさせていただきますが、いかがでしょうか。質疑はないということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

現時点では、書記の説明のとおり、本会議（議案関連質疑）における一問一答方式の導入、これにつきましては、「導入すべき」とする会派が5会派、「現行のまま」とする会派が1会派でございました。また、委員会審査の充実化についてを最重要課題として総合的に検討を進めております委員会における一問一答方式の導入につきましても、「導入すべき」とする会派が5会派、「現行のまま」とする会派が1会派でございました。同じく報告事項の審査時間の確保につきましては、資料1に記載のとおり様々な御意見がございました。同じく報告事項の整理効率化（文書質問制度）の導入につきましては、「導入すべき」とする会派が1会派、「不要」とする会派が3会派、「時期尚早」とする会派が2会派でございました。

それでは、会派届け出順に、日本共産党、田中委員から、会派にお持ち帰りいただきました結果、資料1に記載の内容に変更や補足等がございましたら、発表いただきたいと思いますが、書記の説明のとおり、事前に正副委員長案としまして、本会議（議案関連質疑）及び委員会における一問一答方式の導入に当たりましては、本会議における一般質問と同様の形式とする。また、文書質問制度の導入に当たりましては、地方自治法第243条

の3第2項による公社等の経営状況報告に対して試行的に導入するという案が示されております。この正副委員長案も踏まえての発表をいただければと思います。

○委員【田中利恵子君】 一問一答方式については、これは正副委員長のお考えのとおりでよいというふうに思います。ただ、文書質問制度の導入については、これについては、公社等の経営状況報告に対しても、やはり自分も含めて、委員会ではかの委員の方が質疑することによって、また問題意識への理解が深まるということもありますので、そうしたことから、文書質問制度の導入については、これは反対をさせていただきます。

以上です。

○委員【楊 隆子君】 資料に記載のとおりでございます。

本会議（議案関連質疑）についても、質疑の回数が3回までということで、今までもどちらかという一問一答に近いところもあったと思うのですが、それもひっくるめて「導入すべき」ということとさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 正副委員長案もございますけれども、それについての御意見はございますか。

○委員【楊 隆子君】 正副委員長案でよろしく願いいたします。

○委員長【加藤仁司君】 正副委員長案でよいということでもよろしいでしょうか。

○委員【楊 隆子君】 はい。

○委員長【加藤仁司君】 報告事項の整理効率化、文書質問制度につきましては、資料に記載のとおり「時期尚早」というままでよろしいでしょうか。

○委員【楊 隆子君】 はい。

○委員【篠原 弘君】 私どもの会派も、正副委員長案の一問一答方式は本会議の一般質問と同様の形式で行うということと、それと、4つの公社等の経営状況の報告は文書質問を試行していくということで結論が出ました。文書質問制度につきましては、私どもは提案会派でございますので、変更はございません。

○委員【鈴木美伸君】 議案関連質疑のほうは「現行どおり」ということなので、本日も、方向性を決定するということですので、これは大勢順応という意見も出ました。それから、委員会における導入ということで一般質問と同じよう

にというようなことでしたけれども、これは「現行どおり」ではなくて、本会議の一般質問と同じようにということで、最初は一括、2回目以降は自由ということで。会派では、そのようになりました。それから、文書質問制度なのですが、これは一応反対ということで「不要」ということに会派の意見としてはなりましたけれども、これも大勢順応としたというふうに思います。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】 一問一答方式については、正副委員長案のとおりということで了承しております。それから、報告事項の文書質問制度、これは「不要」ということで記載のとおりでございます。

以上です。

○委員【池田彩乃君】 私たちのほうは議論を重ねました結果、「現状」から「導入すべき」ということに一問一答方式のほうでは変更をさせていただきました。本会議におきましても委員会におきましても、一問一答方式を導入すべきで正副委員長案に賛成というふうにさせていただきます。また、文書質問制度につきましては、前回「不要」でしたが、今回「時期尚早」ということで、また試験的に行うということについては、賛成とさせていただきます。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 各会派の発表が終わりました。

1回整理をしなくてはいけないのが、本会議（議案関連質疑）における一問一答方式の導入につきましては、ここは導入すべきという中で、御意見の中でさきの正副委員長案についての御意見をいただいております。正副委員長案はお話ししたとおり、一般質問に準ずるという形の提案でありました。それにつきましては、志民・維新の会のほうでは、大勢順応ということで、それ以外の会派につきましては、導入すべきとか現行どおりという答えというよりも、一般質問に準ずるという形で方向づけをし、答申したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

続きまして、委員会における一問一答方式の導入についてですが、こちら導入する・しないということよりも、正副委員長案として提案させていただきました一般質問に準ず

るという方向で全ての会派からお示しをいただきましたので、委員会における一問一答方式については、現行の一般質問と同様とするということで答申をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、続きまして、委員会における導入の報告事項の審査時間の確保につきましては、各会派から様々な御意見がございますが、これにつきましては、特に取りまとめをして一つの結論に方向づけるというよりも、各会派からこのような御意見をいただいたということを記載し、答申させていただきたいと思いますが、そのようなことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

そして、委員会における導入の報告事項の整理効率化（文書質問制度）、これにつきましては、今、御意見いただいた中では、「時期尚早」及び「不要」とするという部分が4会派、「導入すべき」が1会派、「大勢順応」が1会派ということでございます。正副委員長案という形で、公社等の経営状況報告についてを試行的に文書質問制度で行ってみたいかがかという御提案をさせていただきましたけれども、各会派におかれましては、それに賛同いただいているところもありますけれども、今、御意見をいただいた中では、まだこの文書質問制度を導入するということには至らないという会派が多いと感じております。つきましては、本委員会におきましては、報告事項の整理効率化（文書質問制度）については、現状では、「導入しない」ということでまとめさせていただきたいと思いますが、篠原委員、よろしいでしょうか。

○委員【篠原 弘君】 はい。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、「導入しない」と答申するということが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

ほかに何か御意見のほうはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 はい。よろしいようでございます。

それでは改めまして、検討項目についてのウ 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での一問一答方式の採用について、検討項目についてのエ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について及び検討項目についてのオ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）につきましては、本会議（議案関連質疑）及び委員会における一問一答方式は、現行の「一般質問に準ずる」ということでの結論。報告事項の審査時間の確保は、各会派からいただいた御意見を記載。そして、報告事項の整理効率化（文書質問制度）は、「導入をしない」という結論。本委員会としましては、このような形で決定し、答申させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についてのウ 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での一問一答方式の採用について、検討項目についてのエ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について及び検討項目についてのオ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）を終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、検討項目についてのカ 陳情の取扱いについてを議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】 それでは私から、御説明させていただきます。

資料3を御覧ください。資料3でございます。

こちらの資料につきましても、以前の本委員会の中でお示しをさせていただきました資料でございます。項目名のところの記載のとおり、①から⑨までの陳情審査をしない基準を明記させていただき、この審査をしない基準について、追加すべきかどうかというところの御意見を取りまとめさせていただいたものでございます。

項目名の「①市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの」でございますが、会派、誠新におかれましては、御意見の変更がございました。そちらを朱書きで反映して

ございますが、集計欄を御覧いただきますと、現状では、「追加を検討すべき」が3会派、「追加を検討すべきでない」が3会派となっております。

お隣の「②市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの。ただし意見書提出を願意とするものは除く」でございますが、こちらも会派、誠新におかれまして、御意見の変更がございまして、集計欄を御覧いただきますと、「追加を検討すべき」が2会派、「追加を検討すべきでない」が4会派となっております。

お隣の「③国の専管事項及び神奈川県の特権に属するもの。ただし、市民生活に直結するもので、特に議長が必要と認めたものを除く」でございますが、同じく、会派、誠新におかれましては、御意見の変更がございまして、「追加を検討すべき」が3会派、「追加を検討すべきでない」が3会派となっております。

お隣の「④国、県等への意見書提出を求める陳情」でございますが、こちらも同じ状況でございます。「追加を検討すべき」が3会派、「追加を検討すべきでない」が3会派となっております。

お隣の⑤及び⑥につきましては、本市では、郵送で提出されたものは居住地等を問わず、参考配付とさせていただいているため、割愛をさせていただきます。

お隣の「⑦提出者が県外のもの」でございますが、こちらにつきましては、会派、緑風会及び会派、誠新におかれまして、御意見の変更がございました。集計欄を御覧いただきますと、「追加を検討すべき」が4会派、「追加を検討すべきでない」が2会派となっております。

お隣の「⑧市外居住者からの提出によるもの」でございますが、こちらも会派、緑風会及び会派、誠新におかれまして、御意見の変更がございました。集計欄を御覧いただきますと、「追加を検討すべき」が4会派、「追加を検討すべきでない」が2会派となっております。

お隣の「⑨採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認められるもの」でございますが、こちらは、会派、公明党及び会派、誠新におかれまして、御意見の変更がございました。集計欄を御覧いただきますと、「追加を検討すべき」が3会派、「追加を検討すべきでない」が3会派となっている状況でございます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】

書記の説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

それでは、現時点では、書記の説明のとおり、資料3に記載のあります項目名の①から④及び⑦から⑨につきまして、それぞれの会派の御意見が割れていると。このような状況であります。

それでは、各会派の意見発表に入る前に、正副委員長案として、1点御説明させていただきたいと思います。項目名の①から③及び⑨につきましては、各会派の御意見が拮抗しているとともに、「市の事務に関係しない事項」や「市民生活に直結するもの」また「同一の趣旨のもの」といった個人個人によって基準が異なることが予測されるものでございますことから、誰もが同じ判断をすることが困難であると思います。これにつきましては、既に議会運営委員会で御協議をされてきましたが、なかなかまとまらなかった経緯がございます。やはり個人によって基準が異なるということがその原因なのではないかと思っております。

つきましては、正副委員長案としましては、項目名①から③及び⑨につきましては、陳情審査をしない基準として「追加を検討すべきでない」と方向性を決定したいと思いますが、いかがでしょうか。御意見のあります方は挙手を願います。改めて申し上げますが、正副委員長としましては、項目名の①から③及び⑨につきましては、陳情審査をしない基準として「追加を検討すべきでない」と方向性を決定したいと思いますが、御意見があります方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御意見もございませんので、これで終わります。

それでは、検討項目についてのカ 陳情の取扱いについてのうち、項目名①から③及び⑨につきましては、「追加を検討すべきでない」との方向性を決定することにしたと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのように決定させていただきます。

それでは、①から③及び⑨を除きました④、⑦及び⑧につきまして、各会派の意見発表をお願いいたします。会派届け出順に、日本共産党、田中委員から会派にお持ち帰りいた

だきました結果、資料3の項目名④、⑦及び⑧につきまして、記載の内容に変更や補足等がありましたら、発表をお願いいたします。

○委員【田中利恵子君】 変更なしです。

○委員【楊 隆子君】 こちらで変更なしです。

○委員【篠原 弘君】 変更なしです。

○委員【鈴木美伸君】 変更なしですけれども、うちの会派は、やはり本日の本委員会で方向性を決めるということなので、大勢順応でもいいということで了解を得ておりますので、申し上げておきます。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 志民・維新の会におかれましては、大勢順応というところでございます。

○委員【鈴木紀雄君】 記載のとおりでございます。

○委員【池田彩乃君】 記載のとおりでございます。

○委員長【加藤仁司君】 ただいま、全ての会派が記載のとおりということでした。

改めて申し上げますが、「④国、県等への意見書提出を求める陳情」につきましては、「追加を検討すべき」が3会派、「追加を検討すべきでない」が2会派、あとは、「大勢順応」が1会派でございます。

次に、「⑦提出者が県外のもの」につきましては、「追加を検討すべき」が4会派、「追加を検討すべきでない」が1会派、「大勢順応」が1会派でございます。

次に、「⑧市外居住者からの提出によるもの」につきましては、「追加を検討すべき」が4会派、「追加を検討すべきでない」が1会派、「大勢順応」が1会派ということでございます。

それでは、ここで方向性を決定するための協議に入ります。

御意見のあります方は挙手を願います。

○委員【田中利恵子君】 「④国、県等への意見書提出を求める陳情」ですが、要するに、国政を変えていかなければ、市民生活の様子も市政も変わっていくことができないわけですよ。ですから、国に対して県に対して意見書を提出するわけなのです。ですから、そういったところを本当に十分、ほかの会派の皆さんが御理解していただきたいということを思います。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、御意見も尽きましたので、これで終わります。

ただいまの御意見も踏まえ、一つずつ進めさせていただきたいと思います。

「④国、県等への意見書提出を求める陳情」、これにつきましては、各会派、数の部分では拮抗しております。正副委員長としましては、先ほど田中委員からお話もありましたが、国、県等への意見書提出が、市に関わる、市民生活にも関わるという部分も当然あるかと思えます。そして、また議会においても、陳情の審査及び陳情の中で、この意見書を提出すべきと結論が出たときには、その意見書を議会として上げて、また審査するという機会があります。反対する方は、それについての意見等が言える立場にもありますので、この「④国、県等への意見書提出を求める陳情」につきましては、「追加を検討すべきでない」という形でまとめ、答申させていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

続きまして、「⑦提出者が県外のもの」、これにつきまして、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 はい。御意見もありませんので、これで終わります。

それでは、これにつきましては、県外のものということにつきましては、これ年期を重ねたというか、少し前の事例を持ち出すと、神奈川県外の方が40何本だか陳情を出されたということもあります。これについては、市に関わるものがあつたかどうか今はっきりはしませんけれども、やはり県外の方が陳情を持って来られたいというときには、やはり小田原市内の市民生活に関わることからすると、市民の方との連名でお出しをされたものは当然審査すべきであろうと思えますけれども、ただ、県外の方が小田原市の、小田原市議会に、陳情として出されるのは、先ほど申しあげましたように、小田原市民との連名なら

いいけれどもということに条件づけたほうがいいのではないのかなと正副委員長の中では話として出ました。つきましては、「⑦提出者が県外のもの」につきましては、追加を検討すべきものということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員【田中利恵子君】 そうですね。ここね、あの経験した中で、今、委員長が言われましたように、一部40何本も県外からの陳情が提出されたということがありましたね。ただ、それは稀なことであって、それが度重なるというようなことはあまり考えられませんし、私どもとしては、県外であっても、それは小田原の周囲に関わることも多くありますので、これについては、「追加を検討すべきでない」ということにさせていただきます。

○委員長【加藤仁司君】 今、田中委員のほうから「追加を検討すべきでない」ということで、回答のほうもそのとおりにになりました。また、「追加を検討すべきでない」となっておりました志民・維新の会については、大勢順応という答えでございますので、大勢は「追加を検討すべき」ということで4会派だったものが5会派。「追加を検討すべきでない」が1会派と見たときには、多くの会派の方々が「⑦提出者が県外のもの」につきましては、「追加を検討すべき」というような形になっております。

つきましては、「追加を検討すべき」ということで答申をさせていただき、「追加を検討すべきでない」という田中委員の御意見があったという形の中で、答申書には記載するというにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

続きまして、「⑧市外居住者からの提出によるもの」、これにつきましても、先ほど正副委員長案の中でお話をさせていただいたように、市外居住者が本市について陳情を出すということは市内の居住者とともに連名で出していただければ、それは当然審査すべきものだと思いますけれども、そうではない市外の居住者だけで陳情を出されるというものにつきましては、「追加を検討すべき」という形で提案をさせていただきたいと思います。

各委員のほうで御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

○委員【田中利恵子君】 日本共産党としましては、これについても「追加を検討すべきでない」ということで、最後までそのとおりにしたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長【加藤仁司君】 ほかの会派の皆さんはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、御意見も尽きましたので、これで終わります。

これについては、⑦と同様に、今まで「追加を検討すべきでない」とされておりました志民・維新の会が「大勢順応」ということになりましたので、「追加を検討すべき」という会派が5会派、「追加を検討すべきでない」という会派が1会派ということで、判断させていただきたいと思います。そうなりますと、大方の会派の皆さんが「⑧市外居住者からの提出によるもの」につきましても、これは市外居住者からだけのという表現で、あくまでも市外居住者からだけの提出によるものについては、「追加を検討すべき」であるということが、大半の会派の意向でもありますので、そのような形で答申をさせていただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

なお、田中委員の御意見のほうは⑦及び⑧の両方とも共通してのことだと思しますので、それについては、御意見があったことは記載させていただくつもりであります。

それでは、改めて申し上げます。この資料3をもう一度見ていただいて、結論を改めて申し上げます。番号だけで申し上げます。①、②、③及び④につきましては、「追加を検討すべきでない」。⑦及び⑧につきましては、「追加を検討すべき」。⑨につきましては、「追加を検討すべきでない」というようなことで決定し、答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのように決定させていただきます。

以上で、検討項目についてのカ 陳情の取扱いについてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、協議事項の（2）次回の開催日程についてを議題といたします。

皆様の御協力、御協議によりまして、本日の本委員会におきまして、全ての検討項目の方向性を決定することができました。

つきましては、次回の本委員会では、最終答申案の検討を行わせていただきます。令和4年4月21日開催の本委員会で決定いただきました当初のスケジュールでは、令和4年9月下旬から10月上旬に最終答申の正副委員長案を委員の皆様へ配付し、10月中旬から下旬に開催の本委員会で最終答申の正副委員長案を検討していただくこととしておりますが、このような形で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのように進めさせていただきます。

よって、次回の委員会開催につきましては、10月中旬から下旬ということにさせていただきます。ここで、具体的な日程調整をさせていただきます。特に休憩はしないで、そのままいきます。候補予定日が令和4年10月14日金曜日の午前10時という形にしていきたいと思っております。この日の午後には、タブレット端末関係の研修が入っておりますので、14日の午前10時を第一案としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、次回の開催日程につきましては、令和4年10月14日金曜日の午前10時とさせていただきます。

なお、当日、最終答申案につきまして、委員の皆様にお認めいただきました場合には、本委員会の閉会後に議長室におきまして、本委員会として議長に最終答申を提出させていただきますので、御承知おきをお願いいたします。

以上で、本日の議題につきましては、全て終了いたしましたので、議会改革検討委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時52分

散会

議会改革検討委員長

議会改革検討委員会提出事項（令和４年８月２６日）

1 協議事項

(1) 検討項目について

ア 議員提案政策条例の体制づくりについて

イ 議員定数について

ウ 全ての会議（代表質問・一般質問の１回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

エ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

オ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

カ 陳情の取扱いについて

(2) 次回の開催日程について